

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）（第一条関係） . . . . . 1
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第二条関係） . . . . . 2

○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（届出事項）</p> <p>第三条 法第五条、<u>第七条</u>（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条第三項の政令で定める事項は、当該自動車に関する次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 （略）</p> <p>（保管場所の確保を証する書面の提出等の規定等の適用地域）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保管場所としての道路の使用の禁止等の規定の適用地域）</p> <p>3 （略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>4 法附則第六項の政令で定める事項は、同項の規定による届出に係る自動車に関する第三条各号に掲げる事項とする。</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第三条 法第五条、<u>第七条第一項</u>（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条第三項の政令で定める事項は、当該自動車に関する次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 （略）</p> <p>（保管場所の確保を証する書面の提出等、保管場所標章等の規定の適用地域）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保管場所としての道路の使用の禁止等の規定の適用地域）</p> <p>3 （略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>4 法附則第七項の政令で定める事項は、同項の規定による届出に係る自動車に関する第三条各号に掲げる事項とする。</p>

